

明 治 七 十 年 五 月 三 日 土 曜 日

チ希望スルナリ然レニ現行制度ノ如ク戸主ノ稱呼ヲ徴集猪猿ノ特權アルノ代リニ獨主ニ限りテ又毎年若干圓ノ戸税ヲ納レシノメノ欲大ナルナ。御道四年一月一日ノ調査ニ據ルコト調ノ戸數七百六十二戸焉此内ニテ徵集猪猿ノ特權ナリトスルベシ然レニ我輩ハ戸税ヲ強迫稅ナシテ強迫稅ノ性質ナリテシムラコト欲セ故ニ戸主ニシテ若シ納稅ナシフ者アリバ微集猪猿ノ特權ナ永世返却シ同時ニ納稅ノ義務ナシ得ルノ規則ニ対シテ希望スルナリ